平成２２年（フ）第６１６号
相模原市中央区矢部２丁目25番３号
債務者　守屋　伸一
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６１９号
相模原市緑区中野297番地　フレグランス中野202号
債務者　木村　　順
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６２１号
相模原市緑区佐野川2185番地、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市柳島１丁目10番15号
債務者　石坂由紀子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６１９号
静岡県浜松市浜北区小林224番地　市営下小林団地Ｂ―206号
債務者　大城　昌彦
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６３９号
静岡県浜松市中区葵東３丁目２番29号
債務者　内山　好美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２８４７号
横浜市青葉区恩田町3247番地
債務者　伊藤　幸雄
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１４号
川崎市川崎区富士見２丁目１番１号、前住所東京都小金井市貫井北町５丁目17番９号　メゾンテリエ108
債務者　兵藤　寿秀
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
島根県大田市大田町大田ロ1109番地３　コーポ山根１号室
債務者　足立　晴子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１０３号
島根県出雲市大津町2363番地４　コーポやの２、前住所広島市中区国泰寺町１丁目10番20―403号
債務者　岡田由利子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１１１号
島根県大田市大田町大田ロ936番地15
債務者　藤井食品こと　藤井　秋良
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１１６号
島根県出雲市小境町2002―２　小境団地11号棟15号室、住民票上の住所島根県簸川郡斐川町大字直江町3971番地８
債務者　足立　澄男
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１８５４０号
東京都大田区南六郷２丁目35―２―1423
債務者　明田　勝好
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５４１号
東京都大田区南六郷２丁目35―２―1423
債務者　明田　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５４５号
神奈川県川崎市中原区小杉町３丁目１―501
債務者　柴田　直美（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５８８号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目26―11―201
債務者　西　英司郎
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部